

公の施設の指定管理者の指定の件（発寒南さくら児童会館）

令和3年（2021年）9月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市発寒南さくら児童会館
- 2 公の施設の位置  
札幌市西区発寒2条4丁目
- 3 指定管理者  
札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号  
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会  
理事長 野崎 清史
- 4 指定期間  
令和4年1月19日から令和5年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、発寒南さくら児童会館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。